○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県津山市阿波字小漆二八〇九の一、二八〇九の二、字漆ケ谷二八一〇の一から二八一〇の一五まで、二八一〇の二〇から二八一〇の二二まで、二八一〇の二九から二八一〇の三三まで、二八一〇の三九から二八一〇の四二まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県総社市下倉字大西三二九〇の三、三三〇二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十五年七月二十八日農林省告示第千八十号（二に係るものに限る。）、昭和四十五年十二月四日農林省告示第千七百八十一号、昭和四十五年十二月四日農林省告示第千七百八十二号（一に係るものに限る。）、昭和四十五年十二月二十三日農林省告示第千九百四十二号、昭和四十九年十一月二十日農林省告示第千百十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年十月二十一日農林水産省告示第千三百六十五号、平成六年九月六日農林水産省告示第千二百五十六号（一及び五に係るものに限る。）、平成十二年三月三日農林水産省告示第三百三十号、平成十二年三月三日農林水産省告示第三百三十一号、平成十三年八月二十九日農林水産省告示第千百六十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年十月十六日農林水産省告示第千三百八十一号、平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百五十八号、平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百六十一号、平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百六十二号、平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百六十四号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百五十九号、平成十三年十一月十九日農林水産省告示第千五百六十号、平成十三年十二月二十八日農林水産省告示第千六百七十六号、平成十三年十二月二十八日農林水産省告示第千六百七十七号、平成十四年一月八日農林水産省告示第六号、平成十四年一月八日農林水産省告示第七号、平成十四年三月四日農林水産省告示第五百二十七号（一及び三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）